産業廃棄物処理業者名簿の見かた

|  |
| --- |
| 注　意　事　項   1. この名簿は、ホームページ記載の年月日現在（以下「基準日」）の情報です。基準日以降に許可を受けた、廃止したなどの最新の情報は、原則として盛り込まれておりませんので、産業廃棄物を処理委託する際は、当該処理業者に対して、許可証の提示を求めるなど、必ず許可の状況を確認してください。   また、名簿作成後に、許可の取消しや事業停止等の行政処分を受けている場合がありますので、処分等を行った事実の公表についてもご覧ください（破産の場合は公表していません。）。   1. 札幌市、函館市及び旭川市（以下「政令市」）内での産業廃棄物処理業に係る許可は、政令市の長が行っています。   政令市の区域内で産業廃棄物の処理（収集運搬の際の積み下ろしを含む）を委託する場合は、当該処理業者に対して、必ず当該市から許可を受けているか否かを確認してください。  なお、政令市内に関することは各政令市の産業廃棄物担当部局にお問い合わせください。   1. 収集運搬業については、平成22年（2010年）の法改正で制度が合理化されており、知事の許可を得れば政令市長の許可がなくても政令市内での営業が可能な場合があります。 |

**■名簿各欄の見方■**

**１ 「振興局」欄**

処理業者を所管している総合振興局又は振興局です。個別の処理業者に関するお問い合わせは、各総合振興局又は各振興局にお願いします。

**２ 「読み」欄**

有限会社、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の読みは省略しています。

**３ 「処理業者」欄**

有限会社、株式会社はそれぞれ、㈲、㈱と略記しています。

**４ 「本社住所」欄**

本社の住所です。営業所、処理施設、処分場等の事業所の所在地と同じとは限りません。

**５ 「許可年月日」及び「有効年月日」欄**

例：2021/04/01→令和３年（2021年）４月１日

有効年月日が基準日より前の日付のものは、基準日より前に更新申請があったため、基準日現在なお効力を有しているものです。

処理委託の際は、許可証（できれば原本）により、許可の有効年月日を必ず確認してください。

**６ 「事業の範囲」、「事業の範囲（中間）」、「事業の範囲（最終）」欄**

略号については、許可を受けている産業廃棄物の種類を表しています。処理委託の際は、事業の範囲に委託しようとする産業廃棄物が含まれているかを必ず確認してください。略号が表す意味については別表のとおりです。

なお、産業廃棄物収集運搬業者については、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無は反映していません。

**７「積替保管」欄**

収集運搬業者で積替保管の許可の有無を示しています。空欄は「積替保管無し」で、委託した産業廃棄物をそのまま処分場などに運ぶ許可しか有していないことを示します。

**８「※」欄**

「産業廃棄物処理業者の優良性判断評価基準」に適合した優良認定業者について『優』と表記し、当該優良認定業者の行は「水色」としています。

**別表（名簿における略語）**

1. **産業廃棄物の種類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 略語 | 種類 | 略語 |
| 燃え殻 | 燃 | ゴムくず | ゴ |
| 汚泥 | 汚 | 金属くず | 金 |
| 廃油 | 油 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 陶 |
| 廃酸 | 酸 | 鉱さい | 鉱 |
| 廃アルカリ | ア | がれき類 | が |
| 廃プラスチック類 | プ | 動物のふん尿 | 糞 |
| 紙くず | 紙 | 動物の死体 | 体 |
| 木くず | 木 | ばいじん | ば |
| 繊維くず | 繊 | 産業廃棄物を処分するために処理したもの | ⑬ |
| 動植物性残さ | 残 | 水銀使用製品産業廃棄物 | Hg製 |
| 動物系固形不要物 | 固 | 水銀含有ばいじん等 | Hgば |

1. **特別管理産業廃棄物の種類（特定有害産業廃棄物を除く）**

※“酸”や“ア”の欄において、「バ」は廃バッテリーに限ること、「バ含」は廃バッテリーを含むことをそれぞれ示しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 略語 |
| 燃えやすい廃油（廃油のうち揮発性油類、灯油類及び軽油類：引火点70℃未満） | 油 |
| 廃酸（pH2.0以下） | 酸 |
| 廃アルカリ（pH12.5以上） | ア |
| 感染性産業廃棄物 | 感 |

1. **特定有害産業廃棄物に含まれる有害物質とその略語等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 略語等 | 種類 | 略語等 |
| アルキル水銀 | R-Hg | 1,2-ジクロロエタン（二塩化エチレン） | EDC |
| 水銀 | Hg | 1,1-ジクロロエチレン | 11-DCE |
| カドミウム又はその化合物 | Cd | シス-1,2-ジクロロエチレン | ｼｽ-12-DCE |
| 鉛又はその化合物 | Pb | 1,1,1-トリクロロエタン | 111-TCE |
| 有機燐化合物 | O-P | 1,1,2-トリクロロエタン | 112-TCE |
| 六価クロム化合物 | Cr | 1,3-ジクロロプロペン | D-D |
| 砒素又はその化合物 | As | テトラメチルチウラムジスルフィド | ﾁｳﾗﾑ |
| シアン化合物 | CN | シマジン | CAT |
| 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物 | PCB | S-4-クロロベンジル=N･N-ジエチルチオカルバマート | ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ |
| トリクロロエチレン | TCE | ベンゼン | φ |
| テトラクロロエチレン（パークロロエチレン） | PCE | セレン又はその化合物 | Se |
| ジクロロメタン | DCM | 1,4-ジオキサン | 14-ｼﾞｵｷｻﾝ |
| 四塩化炭素 | TCM | ダイオキシン類 | DXN |

※“PCB”の欄の「低」は、低濃度のみに許可が限定されていることを示しています。